

事 務 連 絡

平成27年12月17日

監査室，事務局各課（室）の長  
各部局等の事務（部）長 殿

情報環境推進本部情報推進課長 小 塩 俊 二

情報システムの最適化実現に係る確認申請手続きの変更について(通知)

このことにつきましては、一定の要件を満たす情報システムを調達する場合は、事前に情報化総括責任者補佐役（以下、「CIO補佐役」という。）の確認を受けることとしており、情報環境推進本部において「情報システムの最適化実現に係る確認体制」を定めているところですが、平成27年12月7日開催の情報環境推進本部運営会議において、CIO補佐役による確認の対象とする情報システムを追加することが了承され、これに伴い同確認体制を別紙のとおり改正することになりましたので、CIO補佐役の確認を必要とする情報システムの手続等について遺漏のないよう、関係職員への周知及び徹底方、よろしくお取り計らい願います。

特に、最適化の確認対象とする情報システムを導入する場合は、「契約担当部署への調達（発注）手続依頼前（教員発注の場合は発注前）に、CIO補佐役の最適化の確認を得る」ことになっておりますので、併せてよろしく願います。

担当 情報環境推進本部情報推進課  
業務システム運用担当 清野  
内線 2446